

## 阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀等の撤去に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とし、その交付に関しては、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた組積造で、次に掲げるいずれかの塀（門柱を含む。）
  - ア 道路面からの高さが1メートル以上のもの
  - イ 擁壁の上部に造られたもののうち、道路面からの高さが1メートル以上かつ擁壁の天端からの高さが60センチメートル以上のもの
- (3) 一団の土地 同一の利用に供されているひとまとまりの土地をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者
  - ア ブロック塀等の所有者。ただし、国及び地方公共団体を除く。
  - イ ブロック塀等の所有者と利用者が異なる場合は、当該所有者の同意を得られた者
- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) 阿久比町暴力団排除条例（平成25年阿久比町条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団員でないこと。

- (4) 一団の土地において、国その他地方公共団体のブロック塀等の撤去に関する補助金が交付されていない者

(補助事業の条件)

第4条 補助事業は、次に掲げる条件を満たさなければならないものとする。  
ただし、補助金の交付は、一団の土地につき1回限りとする。

- (1) 一団の土地において道路に接面する場所に存するブロック塀等をすべて撤去すること。ただし、倒壊等により災害の危険をもたらすおそれのないものにあつては、この限りでない。
- (2) ブロック塀等を撤去した後に、倒壊等により災害の危険をもたらすおそれのある垣、柵、塀等の類を、一団の土地の道路に接面する場所に新たに設けないこと。ただし、道路面からおおむね40センチメートル以下の高さのものにあつては、この限りでない。
- (3) ブロック塀等の接する道路が、町内における住宅及び事業所等から阿久比町地域防災計画に掲げる避難所及び避難場所に至る経路であること。

(補助金の額)

第5条 ブロック塀等の撤去に要した経費又は撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、20万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等の撤去に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1)に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 撤去工事の内容を表した図面
- (3) 撤去工事費の見積書(撤去工事施工業者の記名のあるもの)
- (4) ブロック塀等の写真
- (5) 申請者と所有者が異なる場合、所有者のブロック塀等撤去に関する同意書(様式第2)
- (6) 町における税の滞納がないことを証明するもの

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項第6号に規定する町における税の滞納がないことを証明するものについては、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第3）をもってこれに代えることができるものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第8条 前条による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の通知書を受けた後、申請内容を変更しようとするときは、速やかにブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書（様式第5）に第6条各号に掲げる書類のうち計画変更に係るものを添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書（様式第6）により交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 交付決定者は、ブロック塀等の撤去を中止しようとするときは、次条に規定する完了実績報告書を提出するまでに、ブロック塀等撤去中止届（様式第7）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第10条 交付決定者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、当該撤去の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、ブロック塀等撤去完了実績報告書（様式第8）に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 請求書及び領収書の写し（撤去工事施工業者の発行したもの）

(3) 撤去前、撤去中、撤去完了後の写真

(4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受領し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去費補助金確定通知書（様式第9）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条による確定通知書を受けた者は、通知書を受けた日から起算して10日以内にブロック塀等撤去費補助金支払請求書（様式第10）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、第7条及び第11条の規定による通知書を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第10条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第14条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。

阿久比町長 殿

住所  
申請者  
氏名  
電話

ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 \_\_\_\_\_円
- 2 所在地 阿久比町\_\_\_\_\_
- 3 塀等の種類 \_\_\_\_\_造
- 4 撤去の長さ \_\_\_\_\_m（10cm未満切捨て）
- 5 施工業者 住 所 \_\_\_\_\_  
会 社 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_担当\_\_\_\_\_
- 6 予定工期 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ～ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 7 補助対象経費 \_\_\_\_\_円

様式第2（第6条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住所  
申請者  
氏名  
電話

ブロック塀等撤去に関する同意書

私は、申請者が下記に所在するブロック塀等について、阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱に基づき、撤去することを所有者として同意します。

記

所在地 阿久比町\_\_\_\_\_

年 月 日

所有者  
住所  
氏名  
電話

様式第3（第6条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

町税納付状況確認同意書

阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が町税の納付状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合には、町税の納税証明書等町における税の滞納がないことを証明するもの（手数料必要）を提出してください。

様式第4（第7条関係）

第 年 月 日  
号

様

阿久比町長

印

ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 阿久比町\_\_\_\_\_
- 2 交付決定額 金\_\_\_\_\_円
- 3 交付の条件

様式第5（第8条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所  
申請者  
氏 名

ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けたブロック塀等の撤去の内容を、下記のとおり変更したいので、阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更補助申請額 \_\_\_\_\_円
- 2 所在地 阿久比町 \_\_\_\_\_
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 変更補助対象工事費 \_\_\_\_\_円
- 6 添付書類
  - ・変更内容のわかる書類

第 号  
年 月 日

様

阿久比町長

印

ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあったブロック塀等の撤去の変更については、阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 所在地 阿久比町\_\_\_\_\_
- 2 変更後の交付決定額 金\_\_\_\_\_円
- 3 その他

様式第7（第9条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所  
申請者  
氏 名

ブロック塀等撤去中止届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けたブロック塀等の撤去については、阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり中止したいので届け出ます。

記

- 1 所在地 阿久比町\_\_\_\_\_
- 2 中止の理由

様式第8（第10条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所  
申請者  
氏 名

ブロック塀等撤去完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けたブロック塀等の撤去が下記のとおり完了したので、阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所在地 阿久比町\_\_\_\_\_
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類

第 号  
年 月 日

様

阿久比町長

印

ブロック塀等撤去費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 所在地 阿久比町\_\_\_\_\_

2 確定補助額 金\_\_\_\_\_円

阿久比町長 殿

住 所  
申請者  
氏 名

ブロック塀等撤去費補助金支払請求書

阿久比町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 所在地 阿久比町\_\_\_\_\_
- 2 支払請求額 金\_\_\_\_\_円

振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所
	預金の種類	普通 当座	(該当を○で囲む)
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

ゆうちょ銀行

金融機関コード	店 名	預金種目	口 座 番 号
9   9   0   0			
フリガナ			
口座名義人			